

様式集 (Word 形式) 目次

- ・ 工事着手届
- ・ 工事工程表
- ・ 工事完成（既済部分）届
- ・ 再資源化等報告書
- ・ 建設資材廃棄物引渡完了報告書
- ・ 工事費等請求書
- ・ 施工内容
- ・ 事故報告書
- ・ 工期延長申請書
- ・ 宅地内の給水管工事のお知らせ、給水整備工事要望書
- ・ 個人情報・データ取扱特記事項、様式

備考

21

この届書は、
2部提出すること。

請負人は、
太枠内のみ記入すること。

工 事 着 手 届

年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて

請 負 人

住 所

氏 名

工 事 名	工 事		
工事の場所			
工事の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
着手年月日	年 月 日		

公営企業局 技術監理課長 様

年 月 日通知

事業年度	年度		
契約番号	契約金額(円)	工事番号	
摘要(支払条件その他)			
工事監督員の職・氏名	工事担当課長		
	局	部	課長

年 月 日	課長	係長	係
-------	----	----	---

第8号様式

表 程 工 事 工

[illegible]

備考 1 請負人は、青色で表示すること。

2 工事監督員は、赤色で実績を表示すること。

第11号様式

工事完成(既済部分)届 年 月 日 尼崎市公営企業管理者 あて 請負人 住 所 氏 名			
工 事 名	工事		
工 事 の 場 所			
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
既済部分の場合は そ の 内 容			
・ ・ □完成 □既済部分(明細別紙)	課長	係長	工事監督員

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業局 様

氏 名 _____
(郵便番号) — 電話番号 — —
住 所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工 事 名 称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地（書ききれない場合は別紙に記載）

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 円（税込み）

（参考資料を添付する場合の添付資料）※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場
合など

- ☐ 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）
☐ 再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

第 6 号様式

建設資材廃棄物引渡完了報告書

令和 年 月 日

尼崎市長
 尼崎市公営企業局

あて
 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引渡量		

備考 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

工 事 費 等 請 求 書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者殿

請 求 者 ※押印は不要です

住 所 -----

氏 名 -----

登録番号-----

(適格請求書発行事業者)

振込先金融機関①

銀行 支店

当座・普通（口座番号 ）

(フリガナ)

口座名義②

請 求 金 額 ③		円（税込み）（消費税額 円）
適 用 税 率		税率 %
請 求 件 名 ④		令和 年 月 日 契 約
請 求 項 目 ⑥		第 回 中 間 支 払 請 求 し ゅ ん 工 精 算 支 払 請 求
内 訳	契 約 金 額	円 （税込み）
	出 来 高 率	%
	出 来 高 相 当 額	円 （税込み）
	出来高相当額9分金	円 （税込み）
	前回までの受領額	円（税込み）（消費税額 円）
	前回受領時適用税率	税率 %
	追って請求する金額	円 （税込み）

注 ① 口座振込を希望するときは、振込先金融機関・預金種別・口座番号・口座名義を記入すること。
② 口座名義は、フリガナを付けること。
③ 中間支払請求金額は、千円未満切り捨てること。
④ 請求件名は、工事名又は物件名を記入のこと。
⑤ 請求項目は、いずれか一方を消すこと。
※ 金額については、円単位で記入すること。

施工内容

令和 年 月 日 曜日
特記事項

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 様

工事受注者
住 所
氏 名

下記のとおり事故が発生したので報告します。

工 事 名 称	
事 故 発 生 年 月 日	
事 故 発 生 個 所	
事 故 発 生 経 過	
事 故 発 生 後 の 処 置	
そ の 他 必 要 な 事 項	

工期延長申請書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 様

住所

氏名

工事番号

工事名称

工事場所

工 期

旧 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 新 令和 年 月 日～令和 年 月 日

工事金額

四

理由

宅地内の給水管工事のお知らせ

尼崎市公営企業局

このたび公営企業局水道部では事前に工事案内ビラでお知らせしました、水道工事を行います。お客様の使用されています給水管（私有管）には**一部、鉛管等の老朽給水管が使われているため、お客様からのご要望があれば硬質塩化ビニル管等への取替え工事（無料）を行うことができます。**

取替えの範囲は、**水道管から水道メータまでの間。ただし、道路又は水路と宅地との境界線より宅地側1m程度まで**となります。

また、上記の範囲内に **13 mmメータがあれば 20 mmメータに取替えます。**（現地の状況によっては**メータの取替えができない**場合があります。）

この工事は**お客様の要望により行う工事**ですので、**要望される場合は別紙の給水管整備工事要望書「3 施行の条件」の内容をご確認いただき、また以下の点についてもご了承のうえ、要望書を施工業者までご提出していただくよう**お願いします。

- ・ **宅地内の復旧範囲については掘削範囲のみとなります。**
- ・ **現地の状況によっては、メータ設置位置が変わる場合があります。**

もし、今回の宅地内の給水管工事を**要望されない場合でも要望書の裏面に住所、氏名及び捺印の上、施工業者までご提出していただくよう**お願いします。

なお、この水道工事の完了後に取替えを行う場合の費用は個人負担（有料）となりますので、この機会での取替え工事をお勧めします。

このお知らせの内容につきましてご不明な点がございましたら、次の問い合わせ先までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

施 工 業 者	〇〇〇〇〇〇
	現場責任者 〇〇
	連絡先 携帯 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	連絡先 会社 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	給水工事担当者 〇〇
工事担当課	尼崎市公営企業局 水道部 〇〇〇〇課
	工事監督員 〇〇
	電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

宅地内に鉛管が残ることとなる家庭等におきましては、長時間水を使用しなかったときは念のため、最初にバケツ1杯分程度の水を飲料水以外にお使いください。

(表 面)

給水管整備工事要望書

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者あて

要望者(水道使用者等)

住 所

氏 名

印

私が使用する下記の給水装置に係る給水管の整備工事の施行について、下記の施行条件を承諾のうえ、権利者の承諾を添えて要望します。

1 給水装置の所在地

尼崎市

2 整備工事の概要

尼崎市公営企業局が指定する範囲における給水管の布設替等の工事

3 施行の条件

- 整備工事の施行に伴い敷地内を掘削し、及び給水管を布設替えすること。
- 整備工事の施行に伴う敷地内の掘削跡を土砂埋戻し又はモルタル復旧とすること。
- 整備工事の施行に当たり、敷地内の植木、器具等が障害となるときは、要望者において、当該工事の施行日までに当該障害物を移動させ、又は取り除く等の措置を講ずること。
- 整備工事の施行に当たり、敷地内の給水装置の改造が条件となっているときは、要望者において、整備工事の施行日までに当該給水装置の改造を完了させること。

以 上

上記のとおり整備工事を施行することを承諾します。

令和 年 月 日

権利者(家屋所有者等)

住 所

氏 名

印

(裏面)

(要望しない場合は、以下に記入。)

給水管整備工事(表面)については、要望しません。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

「個人情報・データ取扱特記事項」

（総則）

第1条 受注者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による工事（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、図面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく工事を含む。以下「工事」という。）を実施するに当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

（定義）

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2（3）に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2（6）に規定するデータをいう。

（取得の制限）

第3条 受注者は、工事を行うために個人情報を取得するときは、工事の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置に係る義務）

第4条 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、工事に関して知り得た個人情報又は当該工事に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び発注者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受注者は工事を行うに際し、当該工事に従事する従業員及び当該工事の作業場所を特定しなければならない。

3 受注者は工事を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 受注者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第5条 受注者は、個人情報その他工事の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

（利用又は提供の禁止）

第6条 受注者は、発注者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 受注者は、発注者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 受注者は、工事に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、速やかに、発注者にその旨を通知し、発注者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、受注者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 受注者は、工事に従事している者及び従事していた者(派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。)に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、工事に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 受注者は、発注者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、発注者が必要と認めるときは、工事に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修(発注者が実施するものその他の発注者が指定するものに限る。)に参加させなければならない。

5 受注者は、発注者に対して、工事に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 受注者は、工事の履行上、発注者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を発注者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 受注者は、工事の履行上、やむを得ずこの契約による工事に関するデータを発注者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、発注者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び発注者の求めに応じて、これを発注者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 受注者は、工事の履行上、外部から発注者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、発注者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第32条第7項の規定により成果物としてデータを発注者に引き渡す場合その他工事に関して受注者がデータを発注者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 受注者は、工事に関して発注者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により発注者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 受注者は、発注者の許可がある場合を除き、工事に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実かつ速やかに消去しなければならない。この場合において、受注者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、工事の履行上、発注者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を発注者に提出しなければならない。

(第三者に下請負する場合の措置)

第15条 受注者は、約款第7条第2項の規定により発注者の承認を得て工事の一部を第三者に下請負を行おうとする場合において、その下請負を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その下請負契約の締結前に確認し、書面によりその内容を発注者に報告しなければならない。

2 受注者から下請負を受けた業務に関してさらに第三者に下請負（それ以降の下請負も含む。以下「再下請負等」という。）が行われる場合において、その再下請負等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、受注者は、当該再下請負等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 再下請負等を行うことについて、受注者を通じて約款第7条第2項の規定による発注者の承認を得ること。
- (2) 再下請負等の契約の締結前に、当該再下請負等を受ける者において当該再下請負等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を発注者に報告すること。

第16条 下請負又は再下請負等が行われる場合は、受注者は、下請負又は再下請負を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再下請負先又は再下請負先遵守義務を定める規定をその下請負又は再下請負等に係る契約に規定させなければならない。

2 受注者は、下請負先及び再下請負先に対し、この特記事項に定める受注者の義務（その性質上受注者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、下請負先及び再下請負先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(書類の提出)

第17条 受注者は、契約締結時に、発注者が工事に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、工事に従事する者に対し、工事に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従

事を終了する日その他発注者が工事に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを発注者に提出しなければならない。

(調査等)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は受注者に報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

(監査等)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、工事に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は受注者に改善を求めることができる。

2 受注者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第20条 受注者は、本件個人情報等の取扱いの状況（下請負先及び再下請負先における状況を含む。）について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

(受注者の指示、法令等の遵守)

第21条 受注者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について発注者の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、発注者が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、受注者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

(契約解除等)

第22条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反したときは、約款第47条第7項に該当するものとして、同項の規定に基づき、工事の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項に規定する場合において、約款第47条の規定によりこの契約を解除したときは、これにより受注者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により発注者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第54条第1項第4号の規定により、発注者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、受注者は、この特記事項に違反したことにより発注者に損害を与えた場合は、約款第54条第1項第4号の規定により、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、受注者は、約款第29条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書

次のとおり個人情報及びデータ等を受領しました。

受領しました個人情報及びデータ等につきましては、貴市の重要な情報資産という認識の下、本件以外に使用しないこと、社内外を問わず情報を漏えいさせないことを、ここに記します。

受領しました個人情報及びデータ等につきましては、作業終了後、速やかに返却又は消去します。また、消去した場合は別途「データ消去証明書」を提出します。

契 約 名	
受 領 日	年 月 日
受 領 物	対象データ等の名称： 形状： 数量：
受 領 者	
返 却 予 定 日	年 月 日

上記のとおり受領しました個人情報及びデータ等を、業務を履行するうえでパソコン等に複製する必要があるため、申請します。

複製した個人情報及びデータ等につきましては、作業終了後、速やかに消去し、別途「データ消去証明書」を提出します。

複 製 理 由	
複 製 先	
消去作業予定日	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

データ等借用申請書

貴市の情報資産を次のとおり借用します（データ等を媒体に保存して借用する場合は貴市所有の媒体とします）。借用しました資産につきましては、貴市の重要な情報資産であるという認識の下、本件以外に使用しないこと、社内外を問わず情報を漏えいさせないことを、ここに記します。借用しました資産につきましては、作業終了後速やかに返却します。

また、借用しました資産をパソコン等に複製した場合、作業終了後、速やかに消去し、別途「データ消去証明書」を提出します。

契 約 名		
使 用 目 的		
使 用 場 所		
借 用 物	対象データ等の名称： 形状： 数量：	
借 用 者		
借 用 日	年 月 日	
返 却 予 定 日	年 月 日	
データの複製	☐ 有（理由： （消去作業予定日： 年 月 日～ 年 月 日）	☐ 無

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

情報持出管理簿

×××工事請負契約において、発注者（尼崎市公営企業局）から提供された個人情報及びデータを持出す場合は、次の表で管理します。

	持出					返却	
No	年月日	理由	持出先	持出形態	持出確認者	返却日	返却確認者
	持出者					返却者	
例	2023/4/1	印刷作業のため	〇〇	USB	〇〇 〇〇	2023/4/2	〇〇 〇〇
	〇〇 〇〇					〇〇 〇〇	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

データ等持込申請書

データ等を貴市の管理する情報システムに持込んで実施する作業があるため、次のとおり申請します。別途「ウイルス検査済証明書」も提出します。

契 約 名	
申 請 理 由	
持 込 み 者	(所属：)
持 込 場 所	
デ ー タ の 内 容	
持 込 方 法	媒体等の種類・数量：
持 込 日 (持込期間)	年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)

※USB メモリ等の外部記録媒体を利用する場合は、原則として尼崎市管理の USB メモリを利用すること。

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

ウイルス検査済証明書

納入媒体及びファイルにつきまして、次のとおりウイルス検査を実施した結果、媒体内に格納したファイルについて、ウイルス感染していないことを証明します。

契 約 名		
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
媒 体 の 種 類		
検 査 年 月 日	年 月 日	
ウ イ ル ス 対 策 製 品	製 品 名	
	パターン	バージョン情報
	ファイル	
検 査 実 施 者	団体等名	
	氏 名	

※ この検査済証は、1 媒体につき 1 枚を各媒体に添付して提出すること。

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地
事業者名
代表者名

データ消去証明書

次の情報等について、すべて消去したことを証明します。

契 約 名	
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
消 去 対 象	
当初消去作業 予 定 日	年 月 日 ～ 年 月 日 「データ等受領証兼複製申請書」提出時の予定日を記載
消去作業実施日	年 月 日
消 去 作 業 者	
消去作業場所	
消 去 方 法	※消去作業に使用したツールやソフトウェア等の名称、バージョンも記載
消 去 確 認 者	
そ の 他	

- ※ データを消去する際は、事前に発注者へ連絡し、承認を受けた上で行い、消去結果について、速やかに報告すること
- ※ データを消去した日から 1 4 日以内の提出を必須とする

年 月 日

尼崎市公営企業管理者

所在地

事業者名

代表者名

廃棄証明書

受領した次の記録媒体等について、すべて廃棄したことを証明します。

契 約 名	
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃 棄 対 象	
廃棄作業実施日	年 月 日
廃 棄 作 業 者	
廃棄作業場所	
廃 棄 方 法	
廃 棄 確 認 者	
そ の 他	

※ 記録媒体を廃棄した場合は、機器を特定する品番等も記載すること。

※ 確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去したことを証明する画像等を添付すること

※ 廃棄した日から 14 日以内の提出を必須とする

誓 約 書

当社は、××××工事の実施に関し、次のとおり相違ないことを報告し、誠実に契約を履行することを誓います。

項目	確認事項	チェック 欄
基本事項	個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、適切に取扱う。	☐
法令等遵守	個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守する	☐
安全管理義務	工事に関して知り得た個人情報又は当該工事に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）の管理責任者を定め、工事の従事者を限定する。	☐
	本件個人情報等を取扱う場所を特定する。	☐
	本件個人情報等の無断持出し禁止を周知徹底させる。	☐
	本件個人情報等について、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備する。	☐
秘密の保持	個人情報その他この工事の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。	☐
目的外使用及び第三者への提供禁止	本件個人情報等を契約の履行目的以外に使用し、第三者に提供しない。	☐
複写及び複製の禁止	本件個人情報等を委託者の承認なく、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製しない。	☐
事故発生 の 報告義務	情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに発注者へ通知、報告できる体制を整備する。	☐
教育	従事者に対して、個人情報及びデータの保護に関し、必要な事項を周知し、十分な教育を行う。また、教育の実施状況を記録する。	☐
個人情報及びデータの受領	発注者から本件個人情報等の提供を受けた場合は、「個人情報及びデータ受領証兼複製申請書」を提出する。	☐

様式第 8 号

データ等の持出し	発注者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、「データ等借用申請書」を提出する。	☐
	発注者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、暗号化等の措置を行った上で、「情報持出管理簿」に記録する。	☐
データ等の持込み	発注者の管理する情報システムにデータを持込み、作業を行う場合は、「データ持込み申請書」を提出する。	☐
	データを持込む場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等を使用し、事前に記録媒体等にコンピューターウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認する。	☐
個人情報等の返還等	発注者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。	☐
廃棄等	工事に関するデータを保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに消去し「データ消去証明書」を提出する。	☐
	工事の履行上、発注者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、「廃棄証明書」を提出する。	☐
下請負の禁止	発注者の承諾なしに、工事を第三者に委託し又は請け負わせない。	☐
	発注者の承諾を受けて下請負及び再下請負（それ以降の再下請負も含む）した場合は、下請負者及び再下請負者に本契約の規定を遵守させる。	☐
監督及び監査	発注者が、本契約の履行に監視の必要があるときは、受注者、下請負先及び再下請負先（それ以降の下請負も含む）に対して報告を求め、監査を行い、または監査に立ち会うことが出来るように体制等を整備する。	☐

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市公営企業管理者様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

確 認 書

私は、XXXXX会社（以下「会社」という。）の従事者としてXXXXX工事を遂行するにあたり、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）を遵守し、①データを適正に取り扱うこと②データが漏えい、滅失又はき損される等の事故（以下「事故」という。）がないよう常に細心の注意を払うこと③データを業務目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供しないこと④データを複写又は複製しないこと⑤事故が発生したときは、直ちに会社へ報告すること⑥個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を深く認識し、誠実に職務を遂行することをここに確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

XXXXX 会社 様

（氏 名）

（従 事 開 始 日）

（従事終了予定日）

様式集(Excel形式) 目次

1 地下埋設物等立会確認書

地下埋設物等立会確認書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期
- 4 請負業者名

協 議 の 相 手 方		受注者						発注者	
		協議回答書	地下埋設物	地下埋設物	現地立会	協議事項	確認	現地立会	確認
		の受理	の有無	資料の受理					
下水道	公営企業局下水道部 下水道建設課								
下水道 圧送管	下水道事業団								
工業用水	公営企業局水道部 水道維持課								
阪神水道	阪神水道企業団 技術部工務課 管路維持係								
大阪ガス	大阪ガスネットワーク㈱ 兵庫事業部								
関西電力	関西電力送配電㈱ 尼崎電力所								
〃	関西電力送配電㈱ 阪神配電営業所								
NTT	NTT西日本 (㈱協和エクシオ)								

注) 施工計画書に添付して提出すること。また、同書は発注者・受注者とも一部ずつ保管すること。

地下埋設物等立会確認書

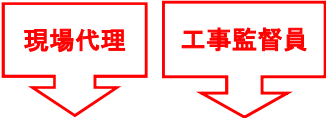
記載例

1 工事名 ○○○○配水支管布設工事

2 工事場所 ○○○○丁目

3 工期 ○○～○○

4 請負業者名 ○○○○



協議の相手方		受注者						発注者	
		協議回答書	地下埋設物	地下埋設物	現地立会	協議事項	確認	現地立会	確認
		の受理	の有無	資料の受理					
下水道	公営企業局下水道部 下水道建設課	1/25	○	1/25	1/30	・施工時には連絡要、立会すること。	印	1/30	印
下水道 圧送管	下水道事業団	—	無	—	—	—	—	—	—
工業用水	公営企業局水道部 水道維持課	1/25	○	1/25	不要	・立会は不要、注意して施工すること。	印	不要	印
阪神水道	阪神水道企業団 技術部工務課 管路維持係	—	無	—	—	—	—	—	—
大阪ガス	大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部	1/25	○	1/25	1/29	・施工には影響ないが、掘削時に不明管等が出てきた場合には連絡して下さいとのこと。	印	—	印
関西電力	関西電力送配電(株) 尼崎電力所	—	無	—	—	—	—	—	—
〃	関西電力送配電(株) 阪神配電営業所	1/25	○	1/25	1/29	・重要管路が近接するため、施工には注意して下さい。掘削時には必ず立会するので、連絡して下さいとのこと。	印	—	印
NTT	NTT西日本 (株)協和エクシオ	—	無	—	—	—	—	—	—

注) 施工計画書に添付して提出すること。また、同書は発注者・受注者とも一部ずつ保管すること。

水道工事共通仕様書

平成23年4月1日 改訂
平成23年7月1日一部改正
平成24年5月1日一部改正
平成24年9月1日一部改正
平成26年1月20日一部改正
平成26年10月1日一部改正
平成27年9月25日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成28年7月1日一部改正
平成29年12月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成30年10月1日一部改正
令和元年5月15日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正
令和7年9月1日一部改正

編集 尼崎市公営企業局水道部水道建設課
尼崎市東七松町2丁目4番16号
電話 (06) 6489-7450